

薬監第40号  
昭和53年3月24日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省業務局監視指導課長

医薬品再評価に伴う単味剤による  
医療用医薬品に関する監視指導  
上の措置について(通知)

標記については、昭和48年11月28日薬監第323号をもって通知したところであるが、今般、同通知記の一節を下記のように改めることとしているので通知する。

又あ、今後は、再評価結果の公示後1ヶ月を経過し以後速やかに、製造業者から、本通知による改正後の同通知に基づく所要の措置に係る報告書を徵し、その措置状況の把握・確認を行うこととされたい。

#### 記

- 1 第1の1の(2)に次のように加える。

又あ、医療機関に在庫する医薬品についても、当該医薬品の管下製造業者に対し医療機関の協力を得て、できるだけ製品の引取りに努めるよう指導すること。

- 2 第1の2の(2)のエを、次のように改める。

病院等医療機関の在庫品については、当該医薬品の販売先

たる医療機関へ再評価結果を周知させる際に、効能効果等の改訂内容を知らせる文書を送付するよう当該製造業者を指導すること。